

新たな遺伝子組換え表示制度について

令和3年7月
消費者庁食品表示企画課



1. 遺伝子組換え表示制度の改正の経緯

○ 背景

- ・遺伝子組換え表示制度の在り方については、食品表示法の制定過程における「食品表示一元化検討会」において、一元化の機会に検討すべき項目とは別に検討すべき事項として位置付けられた。
- ・消費者庁において、平成29年4月から全10回にわたり、消費者、事業者及び学識経験者等から構成される「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催し、平成30年3月28日に「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」を取りまとめ。

○ 「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」の概要

- ・表示義務対象品目等については、現行制度を維持。
- ・「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から「不検出」に厳格化。

○ 消費者委員会への諮問

- ・平成30年10月10日から同年11月8日まで食品表示基準（内閣府令）の改正案についてパブリックコメントを実施するとともに、全国7都市で情報交換会等を実施。
- ・平成30年10月3日付で消費者庁から消費者委員会へ諮問を行い、同年10月10日から平成31年3月13日までの全5回にわたり消費者委員会食品表示部会において議論し、平成31年4月4日に消費者委員会から、消費者庁の改正案のとおりとすることが「適当」とする旨の答申。

○ 食品表示基準の一部を改正する内閣府令の公布・施行

- ・食品表示基準の一部を改正する内閣府令を平成31年4月25日に公布。施行は令和5年4月1日。

(参考) 「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」の概要

平成30年3月 消費者庁

(検討会(座長:湯川剛一郎東京海洋大学教授)は、平成29年4月から10回開催)

検討会の背景

- 遺伝子組換え表示制度は、その導入から15年以上が経過し以下の点に変化が生じている可能性があった。
 - ・ 遺伝子組換え農産物の作付面積増加に伴う流通実態
 - ・ 遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術
 - ・ 遺伝子組換え食品に対する消費者の意識

基本的考え方

- 日本国内で食品として流通している遺伝子組換え農産物は、厚生労働省の安全性審査を受けており、**安全性は確保されている**。
- 消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を実現するための表示制度の構築が必要。

論点①表示義務対象品目

- 現行制度
安全性が確認された8農作物及びそれを原材料とした33加工食品群(豆腐や納豆など組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目)
- 整理の方向性
表示の信頼性及び監視可能性の観点から**現行制度を維持**。今後再現性のある検査法が確立された品目は義務対象へ追加することが適当。

論点②表示義務対象原材料の範囲

- 現行制度
加工食品において、主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)
- 整理の方向性
事業者の実行可能性、表示の見やすさ・優先度等の観点から、**現行制度を維持**。

論点③「遺伝子組換え不分別」の表示

- 現行制度
分別生産流通管理がされていないものについて「遺伝子組換え不分別」と表示
- 整理の方向性
事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、「遺伝子組換え不分別」の表現に代わる、実態を反映した**分かりやすく誤認を招かないような表示を検討し**、Q&A等に示す。

論点④-1義務表示が免除される遺伝子組換え農産物の混入率

- 現行制度
大豆及びとうもろこしについて遺伝子組換え農産物の混入が5%を超える場合に、「遺伝子組換え不分別」である旨の義務表示が必要。
- 整理の方向性
原材料の安定的な調達が困難となる可能性や検査に係る作業量やコストの増大などの観点から、**現状維持**。

論点④-2「遺伝子組換えでない」という表示が認められる条件

- 現行制度
大豆及びとうもろこしについて分別生産流通管理を適切に行なっている場合、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下であれば、「遺伝子組換えでない」旨の任意表示が可能。
- 整理の方向性
「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から**「不検出」に厳格化**。

国における今後の取組み

- 説明会の実施等により、遺伝子組換え農産物の実情や遺伝子組換え表示制度の普及・啓発活動を積極的に行なう。
- 実態把握のためのモニタリング調査を行ない、必要に応じて制度の見直しを行なう。

2. 新たな遺伝子組換え表示制度（義務表示制度）

義務表示制度については、現行制度からの変更はありません。

遺伝子組換え表示制度は、**食品表示基準^{※1}**(平成27年内閣府令第10号)に定められています。

※1 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく内閣府令

義務対象^{※2}

安全性審査を経て流通が認められた8農産物及びそれを原材料とした33加工食品群^{※3}

※2 従来のものと組成、栄養価等が同等のもの

※3 組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目

(食品表示基準 別表第17)

対象農産物	加工食品 ^{※4}
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスターク、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、7 コーングリットを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く)、8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの

★ しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、表示義務はありませんが、任意で表示をすることは可能です。この場合は、義務対象品目と同じ表示ルールに従って表示してください。

※4 表示義務の対象となるのは主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上あるもの)

表示方法

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え)」等

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え不分別)」等

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

キーワード:「分別生産流通管理」

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

2. 新たな遺伝子組換え表示制度（任意表示制度）

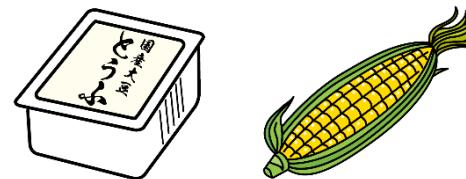
任意表示制度については、消費者に情報が正確に伝わるように改正されました。

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能



新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例※5>
「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」「大豆(分別生産流通管理済み)」等

施行前でもこの表示は可能です。
表示の早期切替えに御協力ください。

※5 遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を併せて表示することは可能ですが、表示と商品に矛盾がないように注意してください。



使用した原材料に応じて2つの表現に分けることにより、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大につながります。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでない」
「非遺伝子組換え」
等の表示が可能

★ 大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

3. 新たな遺伝子組換え表示制度における任意表示について

①分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合の表示例

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている
大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



原材料名のみを表示

又は

遺伝子組換え農産物が混入しないように
分別生産流通管理が行われた旨を表示

【原材料名の表示例】

名称 豆乳

原材料名 大豆

名称 豆乳

原材料名 大豆（分別生産流通管理済み）

名称 豆乳

原材料名 大豆

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を
防ぐため分別生産流通管理を行っています。

3. 新たな遺伝子組換え表示制度における任意表示について

① 分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合の表示例

分別生産流通管理が行われた旨の表示例

(1) 一括表示事項欄に表示する場合

名 称 豆乳
原材料名 大豆（分別生産流通管理済み）

【その他の具体的な表示例】

- I P 管理品
- 遺伝子組換え混入防止管理済
- 遺伝子組換えの混入を防ぐため分別

(2) 一括表示事項欄外に表示する場合

名 称 豆乳
原材料名 大豆

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

- 大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。

(3) 任意表示をする場合の留意事項

- ◆ 表示の読み手の主觀によって左右されるような表現
- ◆ 遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示

→消費者の正しい選択を妨げるおそれがあるため不適切



【不適切な表示例】

- 遺伝子組換えトウモロコシはほぼ含まれていません。
- 大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。
- 遺伝子組換えでないものを分別 等

3. 新たな遺伝子組換え表示制度における任意表示について

②分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がない場合の表示例

分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる
大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



遺伝子組換え農産物の混入がない

非遺伝子組換え農産物である旨の表示が可能

【原材料名の表示例】

名 称 豆乳

原材料名 大豆（遺伝子組換えでない）

名 称 豆乳

原材料名 大豆（非遺伝子組換え）

名 称 豆乳

原材料名 大豆

原材料に使用している大豆は、非遺伝子組
換えのものです。

食品表示基準別表第17に掲げる農産物以外の農産物及びこれらを原材料とする加工食品については、
当該農産物に関し、遺伝子組換えでないことの表示は禁止されています。



3. 新たな遺伝子組換え表示制度における任意表示について

②分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法

遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法

第三者分析機関等による分析※

- 第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、任意表示の必須の条件ではありません。

※ 遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認するための新たな公定検査法の詳細については、令和3年9月頃に改正予定の「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）を御確認ください。

その他の方法

- 以下を証明する書類等を備えておく方法が有用ですが、行政の行う科学的検証において、使用された原材料に遺伝子組換え農産物を含むことを確認した場合は、不適正な表示となります。
 - 生産地で遺伝子組換えのものとの混入がないことを確認した農産物を袋等又は専用コンテナに詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していることが証明されていること
 - 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品（適切に分別生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合を含む。）と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されていること
 - 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、遺伝子組換え農産物が含まれない旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

4. 新たな遺伝子組換え表示制度の施行期日について

新たな遺伝子組換え表示制度は、令和5年4月1日から施行になります※。

なお、この施行日前に改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）は、施行後においても販売することができます。

※ 改正食品表示基準の施行前においても、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品に適切に分別生産流通管理が行われた旨を表示することは可能です。

- 改正後の食品表示基準が施行されたら、それまでに製造した在庫は処分しなければならないのでしょうか。

改正後の食品表示基準の施行前に現行制度に基づいた表示をした食品（例えば、倉庫にある商品在庫）については、施行後も販売することができます。

ただし、施行後に古い「遺伝子組換えでない」の表示（＝意図せざる混入が5%まで許容）が流通することは消費者の正しい選択を誤らせるおそれがありますので、事業者はできる限り施行前までに改正後の食品表示基準に即した表示への切替えをお願いします。

- 改正後の食品表示基準の施行前に作った包材を引き続き使うことはできますか。

改正後の食品表示基準の施行後に使用する容器包装には、改正後の食品表示基準に即した表示をする必要があります。

例えば、適切に分別生産流通管理を行っているが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がないことまでは担保できない農産物を使用する場合は、適切に分別生産流通管理された旨の表示をしてください。

5. その他の表示について

- 「遺伝子組換え大豆の混入が5%以下になるように管理しています」という表示はできますか。

遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が、表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので、注意が必要です。

- 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示に、「IPハンドリング」という表現を使用することができますか。

IPハンドリングは、Identity Preserved Handlingの略です。

「IPハンドリング」、「IP管理」など日本語と組み合わせた表現であれば、「分別生産流通管理」の文言に代えて表示に使用することができます。

- 「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました。」などの表示は可能でしょうか。

このような表示を一括表示事項欄外に表示する場合は、事実に基づいた内容であれば禁止されるものではありませんが、消費者の誤認を招かないように注意する必要があります。このような表示はいわゆる広告に該当し、その内容が消費者の誤認を招くか否かについては、社会通念に照らして判断されることになります。

食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物が不検出の場合にのみすることができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。例えば、分別生産流通管理された飼料で飼育された場合は、「分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

6. 遺伝子組換え表示の監視と不適正表示への措置について

遺伝子組換え食品の表示の監視は、書類の確認（社会的検証）を基本に、これに先立って、科学的検証の手法で対象を絞り込むなど、社会的検証と科学的検証を組み合わせて実施しています。これらの結果により、不適正な表示が確認された場合は、食品表示法に基づき、指示、命令、罰則等、所要の措置を講じることとなります。

- 原材料名だけ表示している食品
- 適切に分別生産流通管理が行われた旨の任意表示がされている食品

- 遺伝子組換でない旨の任意表示がされている食品

行政による科学的検証と社会的検証*

* 生産・流通の過程における証明書、伝票、分別管理の実際の取扱いのチェック

不適切な表示となる場合（一例）

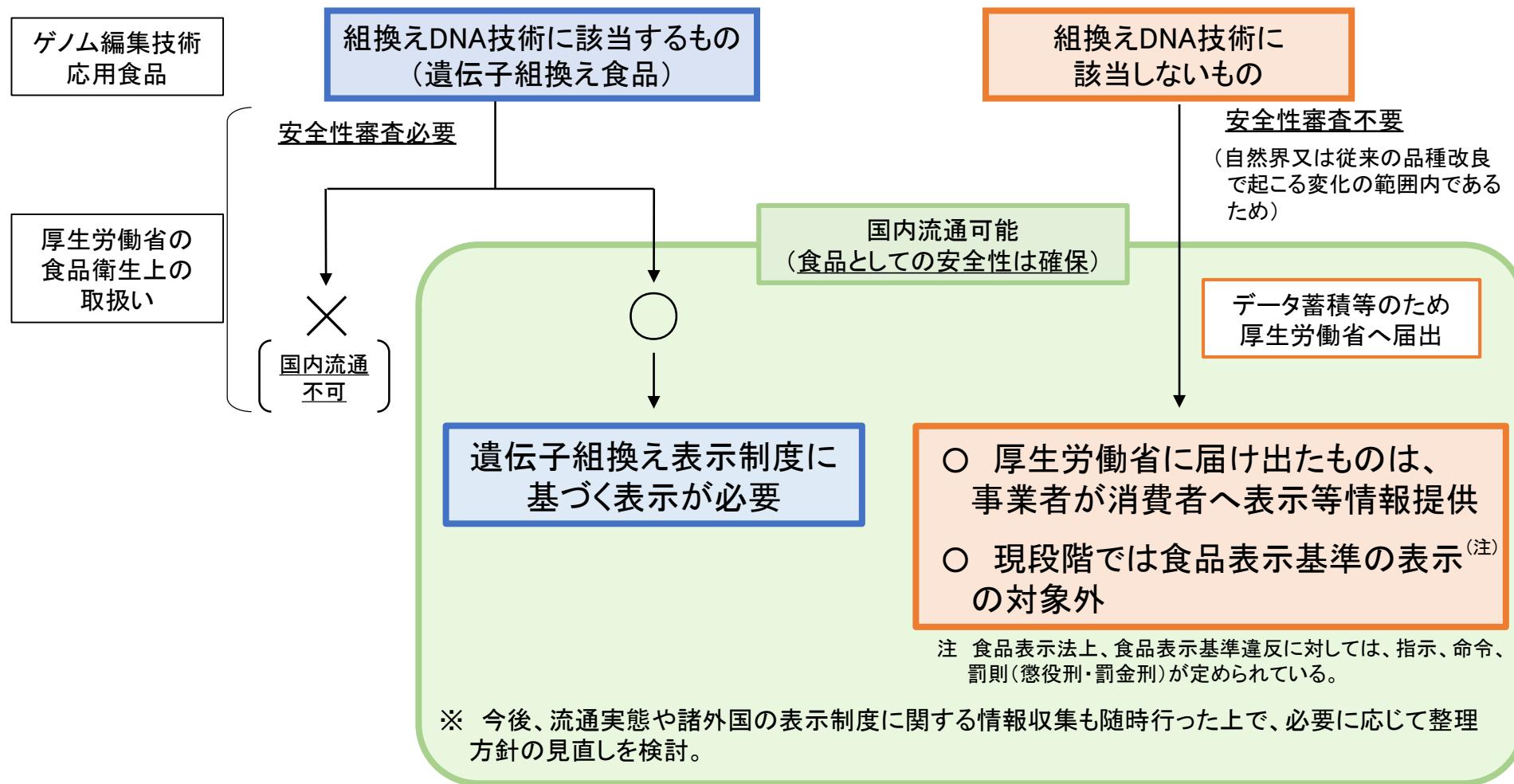
- ◆ 分別生産流通管理を実施しておらず、遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下であった場合
- ◆ 意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合

不適切な表示となる場合（一例）

- ◆ 原材料の農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合

食品表示法に基づき、指示、命令、罰則等、所要の措置

(参考) ゲノム編集技術応用食品の表示について



(考え方)

- ① 外来遺伝子等が残存しないものは、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものか、科学的に判別不能。
- ② また、現状、国内外において、ゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分。
- ③ 消費者の中には、ゲノム編集技術応用食品に対し、選択のための表示を求める声。